

# 長崎型住宅ブランド化業務委託 公募型プロポーザル募集要領 (プロポーザル説明書)

## 1 業務名

長崎型住宅ブランド化業務委託

## 2 業務の概要 (詳細は別添仕様書のとおり)

- (1) 業務内容                      ブランド化戦略具体化、広報媒体作成及び運用、展示会実施
- (2) 業務委託場所                長崎県内全域
- (3) 履行期間                      契約日から令和6年2月28日まで
- (4) 業務目的                      長崎の地域特性・恵まれた自然環境を活かした、『長崎型住宅』の普及啓発により、県民の住宅費負担軽減等、住まいに関連する課題解決や社会情勢の変化に対応する住まいづくりを総合的に推進する。
- (5) 業務規模                      7,843千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

## 3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和5年5月1日(月)	公募開始
令和5年5月19日(金)	参加表明書提出期限
令和5年5月31日(水)	企画提案書提出期限
令和5年6月上旬頃	企画提案書書類審査 審査結果通知

## 4 企画提案書の作成及び提出

### (1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書(JIS規格A3判、2枚以内)

### (2) 提出部数

企画提案書6部(正1部、副5部)、見積書1部を提出してください。

### (3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

### (4) 提出期限

令和5年5月31日(水)午後5時(必着)

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

### (5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 土木部 住宅課 住環境整備班

担当: 木下、高口

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付けたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 企画提案書（6部）は、A3判のクリアファイル等に綴じて提出してください。また、A3判クリアファイルの表紙等には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。（企画提案書に破損等が生じない、提案者名等を記入しない状態で提出してください。）

<記入例> 長崎型住宅ブランド化業務委託 企画提案書  
株式会社〇〇

## 5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで令和5年5月16日（火）まで受け付けます。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

（メールアドレス）sumai-doboku@pref.nagasaki.lg.jp

## 6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「1.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「1.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書類審査により行います。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点	
1. 業務内容に関する提案	(1) 全体像	・事業の目的を理解したうえで目標が設定され、本事業で取り組むべき内容が明確になっているか。	10	
	(2) 企画内容	①ブランド化戦略	・下記②～⑤を踏まえたブランド化戦略に説得力があるか。	10
		②ロゴ、パンフレット	・長崎型住宅の魅力や特長などをわかりやすく紹介するための工夫があるか。	10
		③展示会の企画・運営	・事業者や県民の認知度向上・普及促進が期待できる企画が具体的に提案されているか。	20
		④特設サイト・デジタル広告(instagramの開設・運用・配信)	・事業者や県民に、長崎型住宅を訴求できる内容となっているか。	10
⑤その他の提案等	・事業効果を高める企画が別途提案されているか。	10		
2. 業務実績		・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	5	
3. 業務実施方針	(1) 業務実施スケジュール	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。(スケジュールに無理はないか。)	5	
	(2) 業務実施体制	・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	10	
4. 提案金額		・価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10	
合計			100点	

注1) 審査項目1から3までの評価方法は、(優) A、B、C、D、E (劣) の5段階評価とし、評価に応じて審査項目ごとに配点を算出します。(満点=90点、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入)

注2) 2. 業務実績は①～⑤に記載する項目を“同種”、類する企画等を“類似”として幅広に実績を評価します。

注3) 審査項目1から3までにおいて、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

- ・審査委員の評点の平均が4.5点未満の場合
- ・審査内容ごとの評価において、全審査委員の半数以上が1項目でもE評価とした場合

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.8
C (普通)	項目の配点 × 0.6
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E (劣っている)	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 最優秀提案者の決定までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

## 8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 9 問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 土木部 住宅課 住環境整備班

担当：木下、高口

電話：095-894-3104

## 10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 6（4）に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産の二次利用については、長崎県との協議に応じることとします。

以上